

平成 27 年 10 月 6 日

日 本 年 金 機 構

事業主、船舶所有者、被保険者のみなさまへ

台風 18 号等の大雨による災害により被害を受けた地域における厚生年金保険料等の納期限の延長についてのお知らせ

台風 18 号等の大雨により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1. 対象地域の厚生年金保険料等の納期限の延長について

(1) 対象地域

今般の台風 18 号等の大雨によって多大な被害を受けた茨城県常総市の一部の地域（注 1）に所在地のある事業主の方等の厚生年金保険料等（注 2）の納期限が延長されました。

（注 1）茨城県常総市の一部の地域

相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、新石下、十花町、上蛇町、収納谷、館方、大房、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

（注 2）厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金等

(2) 対象となる保険料等

平成 27 年 9 月 10 日から平成 27 年 11 月 24 日までに納期限が到来する保険料等が対象となります。（平成 27 年 8 月分及び平成 27 年 9 月分の保険料等です。）

(3) 延長後の納期限

平成 27 年 11 月 25 日（水）

(4) 保険料等の口座引き落とし等

対象地域に所在地のある事業主の方等の保険料等については、納期限が延長されている間、口座引き落としは行わないこととされておりますので、平成27年8月分保険料等（平成27年9月30日納期限）及び平成27年9月分保険料等（平成27年11月2日納期限）は、口座からの引き落としは行わないこととしております。

この取扱いにより、9月30日に預金口座から引き落としを行わなかった保険料等については、事業主の方等に対し、別途「納付書」をお送りしますので、延長後の納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

また、金融機関の窓口で毎月納付されている事業主の方等にお送りした納入告知書には、対象の地域であっても本来の納期限（8月分保険料等は9月30日）が記載されていますが、納期限の延長に伴い、当該期限についても延長されることになります。

なお、平成27年10月分保険料等（平成27年11月30日納期限）からは、口座からの引き落としは自動で再開されます。

※ 口座引き落としによる保険料等の納付が困難な場合、申出により引き落としを行わないことも可能ですので、その際は管轄の年金事務所に相談していただきますようお願いいたします。

2. 保険料等の納付が困難な場合

対象地域以外の地域にある事業主の方等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、個別に年金事務所に申請していただくことにより、1年以内に限り納付猶予の措置を受けることが可能となりますので、最寄りの年金事務所に相談していただくようお願いいたします。